

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

	第1章 はじめに																													
	第2章 第二次基本計画期間における取組・成果と課題																													
	第3章 基本的方針																													
	第4章 子どもの読書活動の効果的な推進に必要な事項																													
	1. 推進体制等																													
	(1) 国における子どもの読書活動推進体制																													
1	<p>○本計画を効果的に推進していくため、国は、関係府省庁間相互の密接な連携を図るとともに、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を更に強化し、子どもの読書活動を推進するための方策の効果的な推進を図る。また、これらの機関の活動の円滑化を図るため、子どもの読書活動を推進するための関連情報を広く収集・提供するよう努める。</p>																													
2	<p>○子どもの読書活動の状況について、不読率は、平成24年6月現在、小学生は4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%となっているが、今後10年間で不読率を半減(平成34年度：小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下)させることを目標に、本計画においては、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることを目指す。あわせて、読書の量を増やすことのみならず、子どもの読書の幅を広げ、読書の質を高めていくことが必要である。</p>	<p>【不読率の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H34(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生→</td> <td>4.5%</td> <td>5.3%</td> <td>3.8%</td> <td>4.8%</td> <td>4.0%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>中学生→</td> <td>16.4%</td> <td>16.9%</td> <td>15.0%</td> <td>13.4%</td> <td>15.4%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>高校生→</td> <td>53.2%</td> <td>45.0%</td> <td>48.7%</td> <td>51.9%</td> <td>57.1%</td> <td>26%</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	H28	H34(目標)	小学生→	4.5%	5.3%	3.8%	4.8%	4.0%	2%	中学生→	16.4%	16.9%	15.0%	13.4%	15.4%	8%	高校生→	53.2%	45.0%	48.7%	51.9%	57.1%	26%
	H24	H25	H26	H27	H28	H34(目標)																								
小学生→	4.5%	5.3%	3.8%	4.8%	4.0%	2%																								
中学生→	16.4%	16.9%	15.0%	13.4%	15.4%	8%																								
高校生→	53.2%	45.0%	48.7%	51.9%	57.1%	26%																								

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

(2) 地域における子どもの読書活動推進体制																													
3	<p>○都道府県及び市町村は、それぞれ、都道府県推進計画又は市町村推進計画を策定するよう努めなければならないとされている。平成23年度末時点で、都道府県推進計画は、全都道府県において策定されており、域内の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しが進められている。他方、市町村推進計画の策定率は、53.8%（市の策定率は71.1%、町村は38.8%）（平成23年度末）となっており、地域における取組の差が顕著である。</p> <p>国及び都道府県は、本計画期間中に、市にあつては100%、町村にあつては70%以上の地方公共団体において市町村推進計画が策定されるよう促す。</p>																												
	<p>【策定率の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H30(目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国→</td> <td>60.0%</td> <td>64.0%</td> <td>69.0%</td> <td>72.4%</td> <td>75.3%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市→</td> <td>76.4%</td> <td>79.8%</td> <td>84.6%</td> <td>86.6%</td> <td>88.6%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>町村→</td> <td>45.3%</td> <td>50.5%</td> <td>55.4%</td> <td>59.7%</td> <td>63.6%</td> <td>70%</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	H27	H28	H30(目標)	全国→	60.0%	64.0%	69.0%	72.4%	75.3%		市→	76.4%	79.8%	84.6%	86.6%	88.6%	100%	町村→	45.3%	50.5%	55.4%	59.7%	63.6%	70%
	H24	H25	H26	H27	H28	H30(目標)																							
全国→	60.0%	64.0%	69.0%	72.4%	75.3%																								
市→	76.4%	79.8%	84.6%	86.6%	88.6%	100%																							
町村→	45.3%	50.5%	55.4%	59.7%	63.6%	70%																							
4	<p>○都道府県及び市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画において、子どもの読書活動の推進について、可能な限り具体的な目標を設定し、その達成状況等に関し点検及び評価を行うよう努める。</p>																												
5	<p>○都道府県及び市町村は、本計画及び都道府県推進計画又は市町村推進計画を推進するに当たり、学校、図書館、民間団体が相互に情報交換等を行うための総合的な推進体制が整備されるよう支援する。</p>																												
6	<p>○地方公共団体間における各種情報の交換等が円滑に行われるよう、都道府県及び市町村は、それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備に努める。特に、市町村は、身近な地方公共団体としての重要な役割に鑑み、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが求められる。</p>																												

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

(3) 子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援		
7	<p>○民間団体が相互に連携・協力を図り、地方公共団体との連携を更に強化することは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、国及び地方公共団体は、子どもと本をつなぐ全ての人の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援する。</p>	<p>○学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティを構築するため、「子どもの読書活動推進ネットワーク」を開催している。</p> <p>H25年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(6件) H26年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(10件) H27年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(5件) H28年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(5件) H29年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(7件)</p> <p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p>
2. 財政上の措置		
8	<p>○国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</p> <p>その際、本計画に掲げられた各種施策について、目的と手段を十分見極め、最小の経費で最大の効果を上げる観点から、有効性を検証するよう努める。</p>	

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

第5章 子どもの読書活動の推進のための方策		
I 家族における子どもの読書活動の推進		
1. 子どもの読書活動の推進における家庭の役割		
9	○子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要である。	
10	○家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要である。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。なお、家庭における読書活動の取組は家族間のコミュニケーションを深めることにもつながるものである。	
2. 家庭における子どもの読書活動の推進のための取組		
11	○子どもの自主的な読書活動を推進するためには、最も身近な存在である保護者が子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効である。	
12	○図書館における保護者を対象とした講座や市町村が実施する子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する講座及び職場における家庭教育に関する講座の開催の促進、子育て支援の一環として図書館や公民館等において行われる読み聞かせ会などの親子が触れ合う機会の提供の促進など、これらの取組を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図る。	○補助事業により、全国で乳幼児や小学生の子を持つ保護者等に家庭教育に関する講座等を開催し、その中で読み聞かせ会などの親子が触れ合う機会の提供を実施。 ○保護者等に対して子育てのヒント集として家庭教育手帳をホームページへ掲載。その中で読書に関する内容を盛り込んでいる。また、子供的生活習慣づくりのための啓発資料に読書に関する内容を盛り込み、主に全国の小学校1年生に配布。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
13	○家庭における子どもの読書活動の推進を図るきっかけとして、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」運動が普及しつつあるが、図書館、保健所、保健センター、ボランティア団体等の様々な機関が連携・協力してこのような取組が実施されることが望まれる。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
Ⅱ. 地域における子どもの読書活動の推進		
1. 図書館		
(1)子どもの読書活動の推進における図書館の役割		
14	○子どもにとって、図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所である。また、保護者にとっても、子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書や司書補に相談したりすることができる場所である。	
15	○図書館は、子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や、多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。このような取組は、引き続き、図書館において充実させていくことが求められている。	
		<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p> <p><平成26年度 読書会・研究会実施状況></p> <p>実施館数： 2,110 館</p> <p>実施件数： 79,306 件</p> <p>参加者数： 1,939,728 人</p> <p><平成26年度 鑑賞会・映写会実施状況></p> <p>実施館数： 1,339 館</p> <p>実施件数： 20,125 件</p> <p>参加者数： 679,492 人</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

		<p><平成26年度 資料展示会実施状況> 実施館数： 1,730 館 実施件数： 39,394 件</p> <p><平成27年度 図書館におけるボランティア活動状況> 登録団体数： 6,607 団体、73,222 人 個人登録者数： 22,727 人</p>
(2) 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組		
①読書活動に関する情報提供		
16	<p>○地域における子どもの読書活動を推進するためには、図書館が所蔵する児童・青少年用図書及び乳幼児向けの図書（以下「児童・青少年用図書等」という。）に関する情報や読み聞かせ会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報をパンフレット等で積極的に住民に提供することが重要である。</p>	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p>
17	<p>○図書館のホームページの開設やメールマガジンの発行等、インターネットを活用した情報発信も充実させるよう努める。</p>	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p>
18	<p>○平成23年度現在、ホームページを開設している図書館は70.7%にとどまっております（平成23年度文部科学省社会教育調査）、全ての図書館において、インターネット等を活用した子どもの読書活動に関する積極的な情報提供が行われるよう促す。</p>	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 平成28年度ホームページ開設数→91.8%（3,040/3,313館）</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

②図書館相互や関係機関との連携・協力	
19	<p>○子どもの読書環境をより充実させるため、図書館相互の連携・協力のみならず、学校図書館や公民館図書室等とも連携・協力し、蔵書の相互利用や事業の共同開催を行うよう努める。</p>
	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p> <p><平成26年度 相互貸借の実施状況></p> <p>都道府県立図書館に実施 : 3,025 館</p> <p>市(区)町村立図書館に実施 : 3,003 館</p> <p>大学図書館に実施 : 1,515 館</p> <p>学校図書館に実施 : 616 館</p>
20	<p>○図書館は、民間団体、保健所、保健センター、保育所等と積極的に連携・協力し、取組の充実に努めることも重要である。</p> <p>これらの機関においても、子どもが利用しやすい環境整備、児童・青少年用図書等の整備に取り組むとともに、子どもの読書活動に資する行事や講座等の充実、資料の展示等の取組が行われることが望ましい。</p>
	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p>
21	<p>○国及び地方公共団体は、図書館と関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す。</p>
	<p>○学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティを構築するため、「子どもの読書活動推進ネットワーク」を開催している。</p> <p>H25年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(6件)</p> <p>H26年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(10件)</p> <p>H27年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(5件)</p> <p>H28年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(5件)</p> <p>H29年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(7件)</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

③学校図書館との連携・協力		
22	○学校図書館は、児童生徒にとって身近な場所であり、読書指導の場としての機能も備えていることから、子どもが質の高い読書活動を行う機会を提供する場所となり得る。このため、図書館と学校図書館が連携・協力することが重要である。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 ○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。
23	○図書館は、学校図書館との連携・協力体制を強化し、団体貸出しや相互貸借を行うとともに、図書館職員が学校を訪問し読み聞かせを行うなどの取組を積極的に行うよう努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 ○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。
④ボランティア活動の促進		
24	○平成23年現在、図書館においてボランティア活動を行う者は、年間延べ11万2,085人に上り、読み聞かせや代読サービス等の多様なボランティア活動が行われている。(平成23年度文部科学省社会教育調査)	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
25	○図書館におけるボランティア活動は、子どもの読書活動の推進にも大きな役割を果たしていることに鑑み、図書館は、ボランティアの登録制度の導入等により、多様なボランティア活動を行うための機会や場所を提供し、それらの活動を円滑に行うための研修等も実施するよう努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
26	○各地域において、地域のボランティアを中心に学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子供教室」等の教育支援活動が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 ○子供たちへの読み聞かせや読書活動、図書館等と連携した取組を推進しており、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」では、必要な予算を措置し地域の実情に応じて地域と学校が連携・協働した活動を実施。 ○各地域において、幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子供の成長を支える「地域学校協働活動」や、放課後の様々な学習や体験活動の場を提供する「放課後子供教室」等の教育支援活動が進められており、学校図書館等の支援や読み聞かせの実施等、子どもの読書活動の推進に資する取組を行っている例もある。
27	○図書館は、これらの取組とも積極的に連携・協力するとともに、必要に応じて、子どもの読書活動に関する研修の機会を提供することが望ましい。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
(3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化		
① 公立図書館の整備		
28	○地域における子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが重要である	○学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティを構築するため、「子どもの読書活動推進ネットワーク」を開催している。 H25年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(6件) H26年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(10件) H27年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(5件) H28年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(5件) H29年度「読書コミュニティ拠点形成支援」(7件)

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
29	○望ましい基準では、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、市町村立図書館及び分館等の設置に努めることや、都道府県は、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を計画的に行うことなどが規定されている。	
30	○「平成23年度社会教育調査」(文部科学省)によると、我が国の図書館数は、平成23年現在3,274館であり、昭和38年以降一貫して増加している。地方公共団体ごとの設置率では、都道府県立は100%、市立は98.3%であるが、町立は60.1%、村立は25.0%と、いまだ町村立図書館の設置は十分に進んでいないのが現状である。	
31	○公立図書館が未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分考慮し、公立図書館の設置について積極的に取り組むことが望まれる。	
32	○既に公立図書館を設置している都道府県及び市町村においても、地域の実情に応じて、分館の設置や移動図書館の活用等により、子どもの読書活動を一層推進するための環境整備を図るよう努める。	
33	○公民館図書室等は地域の身近な読書施設として機能していることも多いことから、公立図書館と連携し、児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、地域のボランティア等と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会を提供する取組の実施に努めることが望ましい。	
34	○都道府県は、とりわけ町村立図書館の設置が十分に進んでいない現状を踏まえ、公立図書館が未設置の市町村に対して必要な指導・助言等を行い、市町村立図書館の設置を促す。	

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
35	○国は、読書活動の推進を担う機関として図書館が果たす役割の重要性について、広く国民の理解を得るよう努める。	
②図書館の資料、施設等の整備・充実		
36	○図書館は、図書館法や望ましい基準等を踏まえ、主に次の観点により、地域における子どもの読書活動の推進における中心的な役割を果たすよう努める。	
ア. 図書館資料の整備		
37	○図書館は、多様な利用者及び住民の要望や地域の実情に十分留意し、十分な量の児童・青少年用図書等を含む図書館資料を整備して、充実した図書サービスの提供に努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
イ. 移動図書館の活用		
38	○移動図書館によるサービスは、図書館から遠い地域に住む子どもなど、より多くの子どもの読書の機会を提供することを可能とするものである。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 ・平成23年 自動車文庫の台数→ 548台
39	○地方公共団体は、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じて移動図書館を活用し、子どもの読書環境の整備に努める。	
40	○移動図書館を運行する場合は、運行回数の増大やサービスポイントの拡充に努め、子どもやその保護者の視点に立ったきめ細やかな図書館サービスの提供を図る。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

ウ. 情報化の推進		
41	<p>○コンピューターやインターネット等の利用は、図書館における子どもの読書活動をより充実したものとするができる。平成23年現在、来館者が利用できるコンピューターを設置している都道府県立図書館は96.7%、市町村立図書館は90.1%であり、いまだに導入していない図書館も存在する(平成23年度文部科学省社会教育調査)</p>	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p> <p>都道府県 96.6% (57/ 59館) 市町村 91.5% (2,974/3,249館)</p>
42	<p>○子どもがより主体的に読みたい本を選択するために有効な手段であるオンライン閲覧目録(OPAC)の導入率は、都道府県立図書館で96.7%、市町村立図書館で87.3%である(平成23年度文部科学省社会教育調査)。充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置及び導入されるよう努める。</p>	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p> <p>都道府県 94.9% 市町村 89.1%</p>
エ. 子どもの利用のためのスペース等の整備		
43	<p>○平成23年現在、児童室を設置している図書館の割合は62.9%である(平成23年度文部科学省社会教育調査)</p> <p>子どもにとって、図書館をより利用しやすいものとするため、図書館は、子どもの利用のためのスペースの確保に努める。</p> <p>地方公共団体は、子育て施策や福祉施策等の担当部局等との連携・協力を図り、子どもにとって利用しやすい図書館の整備を促す。</p>	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p> <p>児童室を設置する図書館の割合→63.6%</p>
オ. 障害のある子どものための諸条件の整備・充実		
44	<p>○障害のある子どもに対するサービスとして、図書館においては、点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施等に努める。</p>	<p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
45	○「平成23年度社会教育調査」(文部科学省)によると、平成23年現在、施設・設備については、障害者用トイレや点字による案内等のいずれかのバリアフリー関係設備を所有する図書館は92.4%に上るものの、録音図書を所有する図書館は17.6%、点字図書等を所有する図書館は34.4%、拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館は47.0%にとどまっている。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 バリアフリー 93.5% 録音図書 20.2% 点字図書 39.3% 拡大読書器 49.1%
46	○図書館においては、障害のある子どもが利用しやすい施設・設備を整備するよう努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
カ. 運営の状況に関する評価等の実施		
47	○図書館は、その運営に関する適切な目標を設定し、達成状況等に関し自ら点検及び評価を行い、子どもやその保護者をはじめとするあらゆる利用者に、より充実した読書活動の機会を提供するよう努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 ＜平成27年度「生涯学習施策に関する調査研究」「公立図書館の実態に関する調査研究」報告書(公立図書館2,456館)＞ ・基本的な運営方針を策定している割合(件数)49.5%(1,216件) ・運営に関する適切な指標を選定している割合(件数)31.1%(763件) ・運営に関する目標を設定している割合(件数)31.5%(774件)

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
48	○目標の設定に際しては、図書館サービスその他図書館の運営や子どもの読書活動の推進に係る指標を積極的に選定するよう努めるほか、当該図書館を利用する子どもやその保護者を含む多様な主体による点検及び評価が行われるよう努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
③司書及び司書補の専門的職員の配置・研修		
ア. 司書及び司書補の適切な配置		
49	○司書及び司書補は、児童・青少年用図書等をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、読み聞かせ等子どもの読書活動の推進に資する取組の企画・実施、子どもの読書に関する保護者の相談への対応など、子どもの読書活動の推進における重要な役割を担っている。	
50	○公立図書館の職員の配置については、地方交付税措置が講じられており、地方公共団体は、司書及び司書補の適切な配置に引き続き努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 <平成27年> 司書数： 19,016人 司書補数： 450人
51	○国は、司書及び司書補の専門性や、その役割の重要性について改めて周知を図り、積極的な配置を促す。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
イ. 司書及び司書補の研修の充実		
52	○司書及び司書補は、図書館における専門的職員として、児童・青少年用図書等を含む図書館資料に関する広範な知識や、子どもの発達の段階に応じた図の選択に関する知識、子どもの読書指導に関する知識・技術等を身に付け、子どもや保護者に対して、図書に関する案内や助言を行うとともに、子どもの読書活動に関する相談等に応じるよう努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
53	○学校と積極的に連携し、児童生徒や教職員に読み聞かせや本の案内、図書館の利用についてのガイダンスを行うなど、子どもの読書活動がより活発となるよう、様々な取組を行う。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。 ○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。
54	○国及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。	○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
2. その他		
(1) 子どもの読書活動の推進における「国際子ども図書館」の役割		
55	○国立国会図書館「国際子ども図書館」では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援を行っている。また、「国際子ども図書館」は、インターネットによる児童・青少年用図書等に係る各種情報の提供、全国の図書館職員に対する講座の実施、講師の派遣等を行うとともに、情報交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、図書館、学校図書館等との連携・協力を推進する。	○平成27年3月に、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「国立国会図書館国際子ども図書館 子どもの読書活動推進支援計画2015」を策定。 ・平成27年度に増築棟を建設し、引き続き、既存棟の改修工事を実施。 ・平成28年2月に、中高生向け資料室「調べものの部屋」、資料を手にとって読める展示室「児童書ギャラリー」を開室 ・平成28年4月から、中高生向けの「調べものの体験プログラム」を提供。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

(2) 子どもの読書活動の推進における大学図書館の役割		
56	○子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。	
57	○大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出しなど、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。	○文部科学省で作成している、「大学図書館における先進的な取組の実践例」において大学図書館が地域等と連携している事例の紹介を行った。平成27年度には国公立大学778校のうち、93.4%が学外者の図書館利用を認めている。また、80.6%が所蔵資料の学外図書館への貸出しを行っている。(平成28年度「学術情報基盤実態調査」)
(3) 子どもの読書活動の推進における児童館の役割		
58	○児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話会等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっているため、地方公共団体は、これらの活動が一層推進されるよう促す。	
Ⅲ. 学校等における子どもの読書活動の推進		
1. 幼稚園・保育所		
(1) 子どもの読書活動の推進における幼稚園・保育所等の役割		
59	○乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、幼稚園、保育所等は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づき、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが期待される。	

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
60	○幼稚園、保育所等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進するとともに、保護者に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められる。	
61	○異年齢交流において、小中学生が幼稚園、保育所等の乳幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本や物語に触れる機会が多様になるよう工夫することも重要である。	
62	○平成24年8月に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の一部を改正する法律が成立したことにより、新たに幼児期の学校教育・保育を行う施設として位置付けられた幼保連携型認定こども園においても、幼稚園、保育所と同様に幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することを促す。	
(2) 幼稚園、保育園等における子どもの読書活動の推進のための取組		
63	○幼稚園教育要領及び保育所保育指針の理解を促進すること等を通じて、幼稚園、保育所等において幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実を促す。	
64	○幼稚園、保育所等における図書の整備への支援を行うことで、幼稚園、保育所等において絵本や物語に親しむ環境の整備を図る。	
65	○幼稚園、保育所等においても、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。	
66	○幼稚園、保育所等は図書館の協力を得て、発達の段階に応じた図書を選定することが望ましい。	

2. 小学校・中学校・高等学校等	
(1) 子どもの読書活動の推進における学校の役割	
67	<p>○子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っている。学校教育法(昭和22年法律第26号)においても、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」(第21条第5号)が規定されている。</p>
68	<p>○子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備し、適切な支援を行うことが求められる。</p>
69	<p>○平成20年及び21年に公示された学習指導要領においては、各教科等の学習を通じ、記録、説明、批評、論述、討論等の言語活動を充実することとされており、発達の段階に応じた体系的な読書指導を行うことが求められている。</p>
70	<p>○全ての子どもの読書活動を支援し、読書指導を充実することにより、読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていくことが学校に求められる役割であることを踏まえ、学習指導要領等を踏まえた積極的な読書活動の推進に取り組むことが求められる。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

(2) 学校における子どもの読書活動の推進のための取組											
①児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実											
71	<p>○小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保することが重要である。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に3万校を超える学校で実践されている全校一斉の読書活動 ・学校において推薦図書コーナーを設けること ・児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会を増やすこと ・卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定すること <p>等、児童生徒が自主的に自由な読書を楽しみながら学校や家庭における読書習慣を確立し、更に読書の幅を広げる取組の実施を促していく。</p>	<p>○平成26年度に各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。</p> <p>○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。</p> <p>○全校一斉読書活動の実施割合(平成28年度学校図書館の現状に関する調査より抜粋)</p> <table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>97.1%</td> <td>(96.8%)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>88.5%</td> <td>(88.5%)</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>42.7%</td> <td>(42.9%)</td> </tr> </table> <p>※()内はH26調査結果</p>	小学校	97.1%	(96.8%)	中学校	88.5%	(88.5%)	高等学校	42.7%	(42.9%)
小学校	97.1%	(96.8%)									
中学校	88.5%	(88.5%)									
高等学校	42.7%	(42.9%)									
72	<p>○各学校においては、言語活動の充実を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において学校図書館の活用を拡大し、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を推進することが要請されるこのような認識を学校全体で共有し、様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を各教科等の指導計画に位置付けることにより、国語科を中核としつつ、全ての教科等を通じて、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な読書指導を推進する。</p>	<p>○平成26年度に、各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。</p> <p>○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。</p>									

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
73	○各教科等における学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭や学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）のみならず全ての教職員が連携し、学校全体で児童生徒の学習活動・読書活動を推進していく体制を整備することが重要である。	○平成26年度に、各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。 ○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。
74	○各学校における校内研修や研究会等を通じた教職員間の連携を促すとともに、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介等により、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実等に努める。	○平成26年度に、各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。 ○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。
75	○海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進する。	

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

②障害のある子どもの読書活動の推進	
76	<p>○障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用、ボランティアによる読書支援等の優れた実践事例の紹介等により、特別支援学校等における読書活動支援の推進を図る。また、視覚障害教育情報ネットワークの活用などにより、各特別支援学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用、教材作成に関する情報提供等を促す。</p>
③家庭・地域との連携による読書活動の推進	
77	<p>○子どもの読書活動を推進していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要である。例えば、近年、各地域において実施されている「学校支援地域本部」は、地域のボランティア等が中心となり学校の教育活動を支援する取組であるが、この取組は、学校図書館等の支援を通じて児童生徒の読書活動の推進に資する一例である。「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によれば、平成24年5月現在、小学校の81.2%、中学校の27.2%で、保護者や住民によるボランティア活動が行われている。</p> <p>○特別支援学校学習指導要領等において、読書活動の充実について記載。 ○(独)国立特別支援教育総合研究所の運営による視覚障害教育情報ネットワークの活用により、点字情報に限らず視覚障害に関わる教材及び拡大図書の作成方法等を提供した。</p>
77	<p>○子供たちへの読み聞かせや読書活動、図書館等と連携した取組を推進しており、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」では必要な予算を措置し、地域の実情に応じて地域と学校が連携・協働した活動を実施。</p> <p>○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。</p> <p>○「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)平成27年度末現在、小学校の81.4%、中学校の30.0%で、保護者や住民によるボランティア活動が行われている。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
78	○多様な経験を有する地域の人材の協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。このため、「ブックトーク」活動、「ストーリーテリング」活動、学校図書館に関する広報活動、図書情報のデータベースの作成などの活動について、地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。	○平成26年度に各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。 ○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。
79	○地域の図書館やボランティア等と連携して、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図る。	○平成26年度から、子供の読書活動の推進に関する調査研究を実施。 ○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。
(3) 子どもの読書活動の推進のための図書館の機能強化のための学校図書館の機能強化		
80	○学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるようにするため、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸問題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を更に充実させていくことが期待されている。	○平成26年度に、各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。 ○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

①学校図書館の資料、施設等の整備・充実	
ア. 学校図書館資料の整備・充実	
81	<p>○児童生徒の豊かな読書経験の機会を充実していくためには、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要である。</p>
	<p>○平成26年度に、各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。</p> <p>○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。</p>
82	<p>○各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実していくことが求められている。</p>
	<p>○平成24年度から開始した「学校図書館図書整備5カ年計画」に基づき、平成28年度まで単年度約200億円、5年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられている。</p> <p>○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。</p> <p>○平成29年度から開始する「学校図書館図書整備5カ年計画」に基づき、平成33年度まで単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置を講ずることとしている。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
83	<p>○文部科学省において、平成24年度から28年度までを期間とする新たな「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、公立義務教育諸学校の学校図書館資料について、新たな図書等の購入に加え、情報が古くなった図書等の更新を行うこととして、単年度約200億円、5年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられている。</p>	<p>○平成24年度から開始した「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、平成28年度まで単年度約200億円、5年間で総額約1,000億円の地方交付税措置が講じられている。</p> <p>○平成29年度から開始する「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、平成33年度まで単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置を講ずることとしている。</p>
84	<p>○学校図書館図書標準の達成が十分でない状況(平成23年度末:小学校56.8%,中学校47.5%)を踏まえ、地方公共団体においては、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう、引き続き努め、本計画期間中に、全ての学校図書館において学校図書館図書標準の達成を目指す。また、新たな「学校図書館図書整備5か年計画」においては、学校図書館への新聞配備のため、単年度約15億円、総額約75億円の地方交付税措置が新たに講じられた。学校図書館に新聞を配備している学校は、平成24年5月現在、小学校で約24.5%、中学校で約19%であり(平成24年度文部科学省学校図書館の現状に関する調査)、新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ、学校図書館への新聞配備の充実を促す。</p>	<p>○新聞の配備については平成24年度から開始した「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、平成28年度まで単年度約15億円、5年間で総額約75億円の地方交付税措置が講じられている。</p> <p>○新聞の配備については平成29年度から開始する「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、平成33年度まで単年度約30億円、5年間で総額約150億円の地方交付税措置を講ずることとしている。</p> <p>○「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)平成27年度末現在、学校図書館図書標準を達成した学校の割合は、小学校66.4%、中学校55.3%である。</p> <p>○「平成28年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)学校図書館に新聞を配備している学校は、平成27年度末現在、小学校で約41.1%、中学校で約37.7%となっている。</p>
85	<p>○私立学校についても、学校図書館資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。</p>	<p>○私立高等学校等経常費助成費補助金において、生徒等一人当たりの予算単価の増額を図っているところ。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

イ. 学校図書館施設の整備・充実		
86	○学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築を行う際や余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っている。	○学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、新增築や余裕教室等を学校図書館に改修する際等に国庫補助を行った。
87	○国は、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介すること等により、各学校における多様な読書活動を促す施設整備の取組を支援する。	○手引き「新たな学校施設づくりのアイデア集」(平成22年1月)をはじめ、平成27年7月に取りまとめた有識者会議報告書「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」等において、学校図書館の施設整備に関する先進的な事例を紹介するとともに、地方公共団体等へ配布するなど普及啓発を図った。 ○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。
ウ. 学校図書館の情報化		
88	○学校図書館にコンピューターを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館とオンライン化したりすることにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心に応える図書の整備等が可能となる。「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、平成24年5月現在、児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している学校図書館の割合は、小学校で38.7%、中学校で35.5%、高等学校で69.1%である。また、児童生徒が使用可能なコンピューターのうちインターネットに接続されているコンピューターの割合は、小学校で92.3%、中学校で89.5%、高等学校で86.7%であり、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で64.1%、中学校で65.1%、高等学校で87.2%である。	○「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26年度～29年度)」に基づき、単年度1,678億円の地方財政措置が講じられている。 ○「平成26年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)児童生徒が使用可能なコンピューターを整備している学校図書館の割合は、小学校で39.6%、中学校で37.9%、高等学校で66.8%である。また、児童生徒が使用可能なコンピューターのうちインターネットに接続されているコンピューターの割合は、小学校で90.7%、中学校で87.7%、高等学校で84.0%であり、学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校は、小学校で71.6%、中学校で69.9%、高等学校で90.5%である。

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
89	<p>○学習指導に用いる公立学校の教育用コンピューターの整備については、従来、地方交付税措置による整備が進められており、引き続き、学校図書館への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピューター教室、普通教室、特別教室等を校内LANで接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備にも努めるとともに、学校のインターネット接続環境についても、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、引き続き整備を促進する。</p>	<p>○「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26年度～29年度)」に基づき、単年度1,678億円の地方財政措置が講じられている。</p> <p>○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。</p>
90	<p>○これらの学校図書館の情報化を推進し、他校の学校図書館や地域の図書館等との連携を通じて、学校図書館資料の共同利用や学校を越えた相互利用の促進・普及を図る。</p>	<p>○平成26年度に、各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。</p> <p>○平成24年12月19日に改正された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年文部科学省告示第172号)」について、図書館関係者に対する研修等において周知を行った。</p> <p>○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

②学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進											
91	<p>○子どもの読書活動の推進に当たっては、読書の楽しさや本のすばらしさ、本を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在が極めて重要である。本の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員がいることで、学校図書館は、より一層その機能を発揮することが可能となる。学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、学校図書館担当職員、ボランティア等が連携・協力して、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。</p>	<p>○平成26年度に各都道府県教育委員会の学校図書館担当指導主事等を集めた会議を通じて、各教科等における学校図書館の活用や読書活動の推進等学校図書館の更なる利活用を促すとともに、関係者間の情報交換を行った。</p> <p>○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校図書館の運営上の重要な事項について望ましい在り方が示され、当該事項を「学校図書館ガイドライン」として地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。</p>									
ア. 司書教諭の配置											
92	<p>○司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供のほか、学校図書館を活用した教育活動の企画の実施、教育課程の編成に関する他教員への助言等、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うことから、その配置の促進を図ることが必要である。</p> <p>学校図書館法第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校)に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされているが、司書教諭が発令されていない学校における有資格者の発令が促進されるよう、司書教諭の講習を引き続き進める。</p> <p>また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の役割等について理解を図る。</p>	<p>○司書教諭養成のための講習会を実施し、有資格者の養成を図る。</p> <p>○司書教諭発令率(平成28年度学校図書館の現状に関する調査)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校</td> <td>68.0%</td> <td>(99.3%)</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>65.0%</td> <td>(98.3%)</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>84.5%</td> <td>(96.1%)</td> </tr> </table> <p>※()内は12学級以上の学校における発令率</p>	小学校	68.0%	(99.3%)	中学校	65.0%	(98.3%)	高等学校	84.5%	(96.1%)
小学校	68.0%	(99.3%)									
中学校	65.0%	(98.3%)									
高等学校	84.5%	(96.1%)									

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

イ. 学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)の配置	
93	<p>○学校図書館活動の充実を図るためには、専ら学校図書館に関する業務を担当する職員である学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)を配置して、司書教諭と連携しながら、多様な読書活動を企画・実施したり、学校図書館サービスの改善・充実を図ったりしていくことが有効である。厳しい財政状況にあるものの、学校図書館担当職員を配置する公立小中学校は近年一貫して増加しており、市町村において、児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の必要性が強く認識されていることがうかがえる。こうした状況を踏まえ、公立小中学校に学校図書館担当職員を配置するための経費として、平成24年度から新たに単年度約150億円の地方交付税措置が講じられている。地方公共団体は、こうした措置の趣旨に鑑み、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を適切に支援するため、学校図書館担当職員の更なる配置に努めるとともに、研修の実施など学校図書館担当職員の資質・能力の向上を図るための取組を行うことが期待される。</p>

○学校図書館法を平成26年に改正し、「学校には、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(「学校司書」という。)を置く。」努力義務を規定。

○学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書資格・養成等の在り方に関して、関係者が共有するための一定の指針を得るため、学校図書館の整備充実に関する調査研究のための有識者会議を平成27年度に設置した。

○平成24年度から平成28年度に至るまで、引き続き単年度約150億円の地方交付税措置が講じられている。

○平成27年度から学校司書の資格・要請の在り方や資質能力の向上等に関する調査研究を行っている。

○平成28年10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」において、学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等が示され、当該事項を「学校司書のモデルカリキュラム」として各国公私立大学や地方公共団体等に通知するなど、周知を行った。

○学校司書の配置については平成29年度から開始する「学校図書館図書整備5か年計画」に基づき、平成33年度まで単年度約220億円、5年間で総額約1,100億円の地方交付税措置を講ずることとしている。

○学校司書の配置率(平成28年度学校図書館の現状に関する調査)

小学校 59.2%(54.4%) 中学校 58.2%(53.1%) 高等学校 66.6%(64.4%)

※()内はH26調査結果

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

IV. 民間団体の活動に対する支援		
1. 子どもの読書活動の推進における民間団体の役割		
94	<p>○民間団体は、子どもの読書活動に関する理解や関心を高めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、読書感想文コンクール、家庭での読み聞かせを積極的に推奨する運動、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、最近では、書評合戦(ビブリオバトル)のように、読むことにとどまらず言葉の力や表現力を競う新しい取組が広がっている。地域レベルでは、自発的に組織された約6,300のグループにおいて、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている(平成20年度社団法人読書推進運動協議会全国読書グループ総覧)。</p>	
2. 民間団体の活動に対する支援		
95	<p>○国は、読書の意義や効果、読書から離れがちな中学生・高校生の世代の読書活動を推進する方策、情報通信技術の急速な発展が子どもの読書活動に与える影響に関する調査研究等の取組を進める。また、読書活動に関連するボランティアのより広範な活動を促すとともに、民間団体の取組を周知し、社会全体での取組を促す。</p>	<p>○平成26年度から、子供の読書活動の推進に関する調査研究を行っている。</p>
96	<p>○さらに、子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため「子どもゆめ基金」をはじめとした助成などにより、これら民間団体の活動を支援する。</p>	<p>○子供の読書活動に対し、「子どもゆめ基金」による助成を行っている。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.	第3次計画内容	関連事業・施策等の取組状況
97	<p>○地方公共団体においては、域内のボランティアグループや企業の社会貢献活動の取組などの状況を把握するとともに、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を講ずることが期待される。</p>	
V 普及啓発活動		
1. 普及啓発活動の推進		
(1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な普及啓発の推進		
98	<p>○「子ども読書の日」(4月23日)は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」(推進法第10条第1項)に設けられたものである。このため、国及び地方公共団体は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」(10月27日)においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。また、国は、地方公共団体、学校、図書館、民間団体と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。</p>	<p>○子ども読書の日ポスターを作成し、国民に対して周知を図っている。また4月23日の「子ども読書の日」に優れた実践を行っている学校・図書館・団体(個人)に対し文部科学大臣表彰を行っている。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

(2) 各種情報の収集・提供	
99	<p>○国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の実態や、地方公共団体、学校、図書館、民間団体における様々な取組、並びに家庭読書、書評合戦(ビブリオバトル)及びブックトーク等の先駆的・モデル的な取組に関する情報を収集するとともに、子どもの読書活動の推進に関する専用のホームページを活用し、情報を広く提供するなど、各種情報の収集・提供に努める。近年、注目を集めている取組として、家庭読書と書評合戦(ビブリオバトル)が挙げられる。家庭読書とは、家族の絆づくりを目的として、家族で本を読み、その本について家族で話し合う活動であり、平成21年度からは毎年各地で「家読サミット」が開催されている。また、書評合戦(ビブリオバトル)とは、各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会であり、大学、地方公共団体、図書館等で広がりつつあるが、こうした取組が全国に普及することが望まれる。このほか、国、地方公共団体、学校、図書館、民間団体は、子どもの読書活動を通じて相互理解と友情を深めることを目的とした国際交流を推進するよう努める。</p>
2. 優れた取組の奨励	
100	<p>○国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。</p>

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年～)

No.

第3次計画内容

関連事業・施策等の取組状況

(1) 優れた取組に対する表彰等	
101	<p>○国は、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。子どもの読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）大臣表彰の平成20年度から24年度までの表彰実績は合計1,208件である（学校684件、図書館241件、団体264件、個人19人）。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度子ども読書に関する大臣表彰 241件 （学校137、図書館47、団体53・個人4） ・平成26年度子ども読書に関する大臣表彰 239件 （学校141、図書館43、団体51・個人4） ・平成27年度子ども読書に関する大臣表彰 235件 （学校135、図書館45、団体48・個人7） ・平成28年度子ども読書に関する大臣表彰 247件 （学校141、図書館48、団体58） ・平成29年度子ども読書に関する大臣表彰 238件 （学校134、図書館50、団体49・個人5）
(2) 優良な図書の普及	
102	<p>○児童福祉法（昭和22法第164号）第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及する。</p>